

2016.8.1 発行

発行人 永沢 晃  
東京都新宿区百人町 1-16-18  
センチュリービル 2F  
TEL 03(3360)3871  
FAX 03(3360)3870  
E-mail tzzkc@nifty.com

## 第23回通常総会 多数の参加で成功を！

8/26(金)

13時～

参議院議員選挙を受けて、税を取り巻く状況も一層の緊張感をもって見守る必要があります。2016年の通常総会はそうした情勢の下で開催されます。

センターの会員数は会員の高齢化、業務の閉鎖、廃業などを受け年々減少の傾向にあります。センターの存在意義から見て、今後も旺盛な活動の展開が待たれます。会員の減少をどう食い止め、組織の拡大発展をどうしていくかは大きな課題です。

### ● 強権化の傾向を見せる税務行政

改正国税通則法の施行から3年半、税務調査の現場では、「事前通知」の骨抜きを狙う「実地調査以外の調査」が横行し、むやみやたらな「反面調査」、いたずらに半年を超える「長期間の調査」、「重加算税賦課」や「7年遡及」で脅しをかける調査、「質問応答記録書」の押印の強要などなど、通則法改正の趣旨に反する強権的調査が目立つようになっています。センターでは、センターの調査能力をフルに発揮して問題点を洗い出していく必要があります。

### ● 世界中を揺るがす「パナマ文書」とは 特別講演で合田 寛・氏迫る！

特別講演は、公益財団法人・政治経済研究所理事、現代経済研究室長の合田 寛・氏が、世界中を震撼させた注目の「パナマ文書」について「史上最大の暴露と言われるパナマ文書から何を読み取ることができるのか、明るみに出た事実を手掛かりにして、オフショア・タックスヘイブンの秘密の構造を明らかにし、それとたたかう道筋は、いかにあるべきかを問う」として意気込みを語っています。

### ● 総会への参加をお持ちします

総会へのご参加はもちろんですが、特別講演、レセプションのみのご参加も大歓迎です。みなさんで

第23回通常総会を盛り上げ、少ない交流の機会を有効に活用していただきたいと思います。

会員相互の交流を図り、経験を交流  
しあいましょう！



雄国沼（群馬県）

東京税財政研究センター

## 第二三回通常総会

一、日 時 二〇一六年八月二六日(金)午後1時

一、会 場 全労連会館（お茶の水）

一、通常総会

一、特別講演 現代経済研究室長 合田 寛・氏

『パナマ文書が映し出すタックスヘイブンの秘密世界』

一、レセプション 参加費／五,〇〇〇円

\*会員の方は、欠席の場合もれなく「委任状」の  
ご提出をお願いします。

小田川 豊作

ちりづく「戦争法」の影

## 加重措置 加算税の

### <危ない時代の嫌な流れ>

加算税の加重措置という行政罰の強化が、たいした理由もなく提起され、たいした議論もなく成立した。この国の民主主義はどうなっているのか心配になる。

隠蔽・仮装という悪質な不正行為による過少申告や無申告だから、制裁強化は当然であり、牽制効果を上げるために良いことだから歓迎だというのが、どうやら世間の流れのようだ（『税理』2016.7月号の特集）。

そんな単純なことでこの改正を受け入れていいのか、というのが問題意識としてある。

北朝鮮や中国のように悪質な不正行為を働く者がいるので、集団的自衛権の行使という抑止力を強めて牽制するのだという論理と妙に重なってくる。

集団的自衛権行使が違憲ながら成立したわけだから、安倍さん流にいえば「抑止力」となるはずだ。しかしである。成立後も北朝鮮はミサイルを国際法に違反して打ち続けている。

死刑制度をみると、最も悪質な行為者に対しては更生を認めず、その存在を強制的にこの世から消し去るというものである。これは究極の刑だ。これで被害者の恨みと関係者の納得と社会の安堵を図るということだろう。では死刑制度が殺人事件の抑止力になっているのかというと、各国の統計でみても「抑止力になっているとの確証はない」となる。

「抑止力」とは、戦争法や死刑制度を見てもわかるが、その効果は怪しい。

にもかかわらず、罰は重い方がいい、「抑止力」は強い方がいいと、深い議論もなくなんとなくこれを受け入れてしまうのは、何らかの「誘導」に乗ってしまうからではないだろうか。トランプ、安倍、橋下流の「誘導」と同じ土台にあるといえる。これがすんなりいく背景には、分配がうまくいっていない格差社会の進行という世情があると私は見ている。

歴史を見ると、こうした世情は危ない時代である。

さて、話を加算税の強化に戻そう。

昔に読んだ本で著書が思い出せないのだが、加算税の牽制効果について論じたものがあった。確かアメリカだったと思うが納税者の反応調査も行ったうえでの論文で、何%の加算税を設定すれば納税者は脱税をしないかというものである。

結論は脱漏額すべてを没収する税率を設定しても、脱税はなくならないというものだった。100万円を脱税した。本税が30%なら70万円が所得として残る。この70万円をすべて加算税として没収するので加算税の税率は233%とされる（本税30万円×税率233%＝加算税70万円）。

反応調査では、加算税率だけ見るとびっくりするが、脱漏所得がゼロになることがわかれれば、見つかったらゼロになるだけだ、見つからなければ儲けものという心理になり、それだけでは抑止にならないというものである。

### <導入理由>

今回の改正の理由はどのようなものか。実は創設理由やその根拠、効果・影響等について詳細に述べているものはない。ただ、それらしきものは財務省の「平成28年度改正関係資料」に記述されているので、そのまま掲載する（下線は筆者）。

#### ◆ 短期繰返し不正に関して

○ 現行の加算税率は「無申告又は仮装・隠蔽」が行われた回数にかかわらず一律であるため、意図的に「無申告又は仮装・隠蔽」を繰り返す者に対する牽制効果は限定的。

○ そのため、悪質な行為を防止する観点から、過去5年以内に無申告加算税又は重加算税を賦課された者が、再び「無申告又は仮装・隠蔽」に基づく修正申告書の提出等を行った場合について、加算税を10%加重する措置を導入。

（注）独占禁止法や金融商品取引法の課徴金制度においても、再度の違反に対する加算措置が設けられている。

#### ◆ 自主修正に関して

○ 事前通知の義務化（23年度改正）後、事前通知直後に多額の修正申告又は期限後申告を行い、加算税の賦課を回避している事例が顕著に。

○ 当初申告のコンプライアンスを高める観点から、「事前通知（※）」から「更正（次頁へ）

(前頁より) 「予知」までの期間については、新たな加算税(「更正予知」後の加算税よりも一段低い加算税)の対象とする。

(※) ①調査を行う旨、②調査対象税目、③調査対象期間を通知した後は、新たな加算税の対象となる。

課税庁の思いが吐露されているわけだが、実は短期に不正を繰り返す者が何件あり、不正金額がいかほどなのか、それが社会的にどのような悪影響を及ぼしているのか実態がまったく明らかになっていない。加重措置がないと効果が薄いといっているが、なぜそういえるのか、根拠がわからない。

自主修正に関しては、加算税を回避していると決めつけている。それは法律に従っていることだと思うが、回避という裏には「逃れている」「バレもとで裏では脱税している」という課税庁の決めつけが

読み取れる。

納税者を見たら泥棒と思え、なんでもしょっ引いて罰をきせろと、十手をちらつかせて庶民を牽制する岡っ引きの発想と思ってしまう。理由があまりにも情緒的すぎる。このような理由づけなら、「密告と恩賞制度」も早晚創設の運びとなろう。

### <深い議論を>

字数がないので別の機会に譲るが、憲法の二重罰禁止との関係、脱税犯罪との関係、適正手続の保障の問題、課税要件の不確定概念の問題、加算税のそもそもその趣旨、同様に自主修正の趣旨、司法を経ない行政官による行政罰の在り方、行政の均一性・平等原則の問題等々、これまで幾多の議論が戦わされてきたが、これを機に再度深めることが求められていると思う。

『税理』等の歓迎一色に水を差しておきたい。

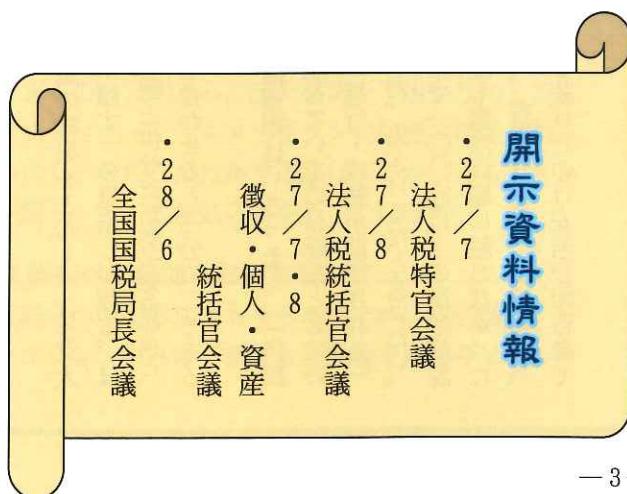
### <平成28年度改正のポイント>

① 短期間繰り返しの場合の税率(太枠を新たに導入)

納税者の行為	加算税の区分	5年以内に繰り返した場合	左欄以外
隠蔽・仮装の場合	重加算税(過少・不納付)	45%	35%
	重加算税(無申告)	50%	40%
	無申告加算税(原則)	25%	15%
	無申告加算税(加重分)	30%	20%

② 自主修正の提出時期と税率(太枠を新たに導入)

加算税の区分	税務調査の事前通知前	事前通知後	調査による
		「更正予知」前	「更正予知」後
過少申告加算税	0%	5%	10%
過少申告加算税(加重分)	—	10%	15%
期限後申告または修正申告に基づく無申告加算税	5%	10%	15%
無申告加算税(加重分)	—	15%	15%



赤城自然園(群馬県)

# センター活動日誌

2016/1/21 東京土建足立支部  
 1/26 東京土建荒川支部  
 埼玉保険医協会  
 2/ 2 埼玉保険医協会  
 2/ 3 国分寺年金者組合  
 2/12 埼玉保険医協会  
 世田谷重税反対集会  
 2/19 東京土建足立支部  
 2/22 全経済特許庁支部  
 3/ 9 東京土建三鷹支部  
 3/11 東京土建太田支部  
 重税反対所沢支部  
 重税反対板橋支部  
 町田重税反対集会  
 渋谷重税反対集会  
 3/17 東京土建足立支部  
 3/ ときがわ商工会 3回  
 4/13 全建総連東京都連  
 4/24 神奈川土建経営計算センター  
 6/15 船橋革新懇

## <投稿、寄稿>

2016/5 全国商工新聞  
 2016/5 税経新報  
 2016/6 全国商工新聞

## 新入会員紹介

### \*会員

◎浅田 淳一

<事務所>

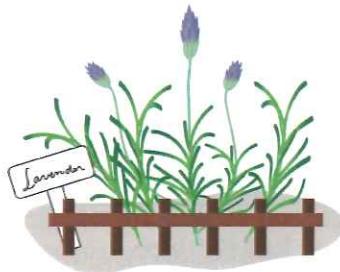
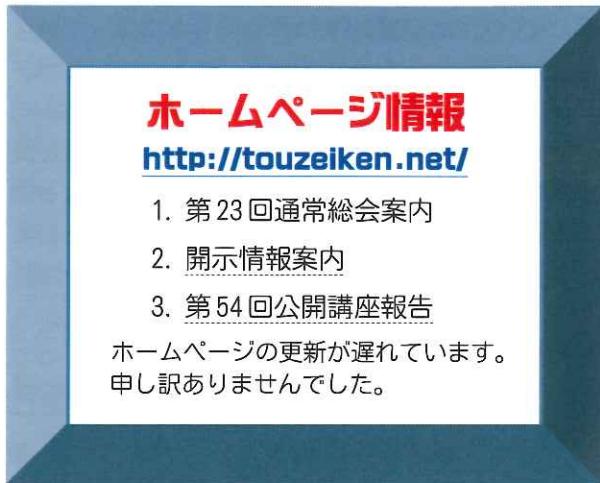
〒542-0082 大阪市中央区島之内 1-18-12  
 TEL/06-6244-2627

## ホームページ情報

<http://touzeiken.net/>

1. 第23回通常総会案内
2. 開示情報案内
3. 第54回公開講座報告

ホームページの更新が遅れています。  
 申し訳ありませんでした。



ザ・コラム

二〇一六年参院選の結果をとらえ、「与党大勝、改憲派三分の二超す」の見出しが躍る。ほんとう?確かに非改選と併せた新勢力を見ると、自・公・維・諸派を合わせると三分の二である「六二」を超える。

▼これをもって安倍首相は、さっそく「(自民の改憲案を)実現していくのは総裁としての責務。今後の議論の進行・成熟が期待される」などと本音を覗かせた。ふざけるなど言いたい。選挙中、40都道府県で一〇〇回以上の街頭演説を行いながら、一度も憲法問題に触れなかつたのは一体、誰なのだ。有権者の眞の声を恐れて、参院選の争点を隠し続けたのは安倍首相自身ではないか。

▼「与党大勝」というのもおかしい。自民の新勢力は一二一だが、今回の当選五六に、非改選六五を足すからとんでもない数字になる。三年前の六五という数字は、いわば、政権転落直後決定的な民主の敵失によって転がり込んだもの。▼自民の得票率は今回・前回とも三五%前後(比例)で大差がないことから、次回三年後の議席はガタ減りし、「与党三分の二」は消滅してしまうだろう。

▼それだけに安倍政権は焦り、ことを急ぐだろうが、そうはさせてならない。今回の参院選の特徴は、何といっても「共闘の成果を示した」(各紙)ことだ。史上初の経験をさらに発展させることが求められている。(K・K)